

団体名	公益財団法人相模原市スポーツ協会															
所在地	相模原市中央区富士見6丁目6番23号けやき会館 4F				電話番号	042-751-5552										
設立根拠	民法第34条（整備法第44条）				本市所管課	市民局 スポーツ推進課										
設立年月日	平成元年10月26日（昭和29年11月相模原市体育連絡協議会（任意団体）発足、平成24年4月1日公益財団法人に移行、令和2年4月1日体育協会からスポーツ協会に名称変更）															
設立者（設立代表者）	相模原市体育協会及び相模原市															
基本財産	うち市の出資額	49,000 千円		主な出資者 市以外の	名称	出資額（千円）	出資率									
	112,020 千円	出資率	43.7 %		個人団体からの寄付	26,000	23.2%									
設立目的	市民の体育・スポーツを振興し、もって市民の心身の健全な発達、明るく豊かな市民生活の形成及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。															
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツの普及啓発及び競技力の向上並びに健康・体力づくりの推進 2 スポーツ団体、選手及び指導者等の育成指導、支援、表彰 3 スポーツを通じた交流の促進 4 スポーツに関する情報の収集及び提供 5 スポーツ活動の機会・場の提供 6 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業 															
団体の基本的な特徴	昭和29年相模原市誕生と同時に高座郡体育協会から分離独立し、前身である相模原市体育連絡協議会（加盟9種目団体）として発足。 その後、平成元年に財団法人として設立。現在は公益財団法人に移行し、35種目団体、約4.3万人が加盟する社会体育団体として市民のスポーツ活動を推進している。															
役員数	理事	常勤	1		市OB	1		非常勤	14		市職員	0		合計	15	
	監事	常勤	0		市OB	0		非常勤	2		市職員	0		合計	2	
職員数	法人採用 正規職員	7		他法人等の 派遣職員	0		嘱託職員	9		合計	16					
職員の人材育成等の 状況（令和5年度）	研修の実施状況	開催回数39回、参加延べ人数80人														
	提案制度等の状況	提案制度あり（22件）														
	その他の制度等															
情報公開等の状況	情報公開規程の整備状況	公益財団法人相模原市スポーツ協会情報公開規程														
	個人情報保護規程の整備状況	公益財団法人相模原市スポーツ協会個人情報保護規程														
	ホームページの開設状況	https://sagamihara-sport.or.jp/														

団体名		公益財団法人相模原市スポーツ協会			
正味財産増減計算書 単位：千円 (令和5年度)	一般正味財産	経常収益	303,201		
		経常費用	291,895		
		当期経常増減額	11,306		
		経常外収入	0		
		経常外費用	0		
		当期経常外増減額	0		
		当期一般正味財産増減	9,617		
		一般正味財産期首残高	137,810		
		一般正味財産期末残高	147,427		
	指定正味財産	基本財産運用益	0		
		一般正味財産への振替額	-36		
		当期指定正味財産増減	-36		
		指定正味財産期首残高	117,001		
		指定正味財産期末残高	116,965		
	正味財産期末残高		264,392		
貸借対照表 単位：千円 (令和6年3月31日時点)	資産の部		負債及び正味財産の部		
	科目	金額	科目	金額	
	流動資産	126,881	流動負債	69,345	
	固定資産	282,817	固定負債	75,961	
			負債合計	145,306	
			正味財産合計	264,392	
	資産合計	409,697	負債及び正味財産合計	409,697	
市からの財政援助及び市費の受入状況 単位：千円 (令和5年度)	補助金		50,018		
	事業費補助金		8,745		
	管理費補助金		41,273		
	指定管理施設持続化支援事業補助金		0		
	交付金		0		
	負担金		0		
	委託料		118,011		
	補償金		0		
	貸付金		0		
	短期貸付金		0		
	長期貸付金(年度末残高)		0		
	出捐金		0		
	債務保証、損失補償限度額		0		
債務保証、損失補償年度末残高		0			
その他の財政援助 (税の減免、建物の無償貸与等)		法人市民税均等割 10割減免 物価高騰等損失補償3,146千円、改修工事損失補償4,562千円			
その他特記事項					